

尖閣諸島周辺海域への中国軍艦等の侵入に関する意見書

去る6月9日、中国海軍の艦艇1隻とロシア海軍の駆逐艦3隻が尖閣諸島北東の接続水域に入るのを海上自衛隊の護衛艦が確認した。同諸島周辺海域では、中国公船等の侵入は確認されていたが、軍艦の航行の確認は初めてである。

さらに、15日には中国海軍の情報収集艦が鹿児島県口永良部島の領海に侵入し、翌16日には同艦艇が北大東島北方の接続水域に入ったことも確認されており、我が国周辺海域での行動を活発化させている。また、15日、27日及び7月5日には中国海警局の船3隻が尖閣諸島周辺の領海に侵入したことも報告されている。

尖閣諸島は、明治28年1月に日本政府が沖縄県の所轄と決定して以来、歴史上も国際法上も認められた我が国の領土であることは紛れもない事実である。しかしながら、我が国の接続水域や領海へ艦船を派遣する中国の一連の行動は、尖閣諸島の領有をめぐる東アジア地域の緊張を高め、感情的な対立を激化させることにつながりかねない。

このような状況の中、尖閣諸島を行政区域とする石垣市民や県民は、周辺地域の安定、経済活動及び人的交流への影響等、日中両国間の良好な関係が損なわれるのではないかと不安に感じている。また、周辺海域における漁船の安全操業と航行が阻害されることなどが懸念されている。

よって、本県議会は、県民及び国民の生命、安全並びに領土・領海を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 尖閣諸島及び周辺海域は歴史上、国際法上も我が国の領土及び領海であることを、中国政府を初め、諸外国に示すこと。
- 2 尖閣諸島周辺海域において、本県及び我が国の漁業者が自由かつ安全に操業や航行ができるよう適切な措置を講じること。
- 3 日本政府は、主権国家として毅然たる対応をとるとともに、日中両国間の対立、緊張をエスカレートさせることがないよう、歴史的事実と国際法にのっとり、冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月21日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て